

## HPV ワクチン接種の積極的勧奨の再開に伴う現況について

HPV ワクチンについては、ワクチンとの因果関係が否定できない持続的な疼痛が、接種後に特異的に見られたことから、平成25年6月以降、国民に適切な情報提供ができるまで、積極的な勧奨を行わないこととされた。

令和3年11月12日に開催された厚生科学審議会の専門部会において、最新の知見を踏まえ、HPV ワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、令和4年4月から積極的勧奨が再開されることとなった。

### 1 定期接種

#### (1) 接種対象者（令和4年度）

平成18年4月2日から平成22年4月1日生まれ（小学6年から高校1年）の女子  
約9,000人。

#### (2) 勧奨方法

対象者に対し、予診票等関係書類を個別に発送する。

#### (3) 発送スケジュール

中学3年生・高校1年生 : 令和4年3月末に発送済み  
小学6年生～中学2年生 : 令和4年6月末発送予定

### 2 接種機会を逃した者への対応

予防接種法施行令が4月1日付で一部改正され、接種機会を逃した者について、時限的に対象年齢を超えて接種（キャッチアップ接種）を行うこととなった。

#### (1) 実施期間

令和4年4月より令和7年3月まで（3年間）

#### (2) 接種対象者

平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれの女子 約21,200人

#### (3) 勧奨方法

令和4年7月、予診票等関係書類を個別発送する。

#### (4) 償還払いについて

積極的勧奨の差し控えていた期間に対象年齢を超え、自費で接種した方に対し、実費相当額を償還払いする。